令和2年度糖尿病性腎症重症化予防対策アドバイザー派遣事業 実施要領 (保険者努力支援交付金事業費分対象事業 都道府県国保ヘルスアップ事業)

#### 1 目的

- (1)糖尿病性腎症重症化予防対策プログラムの策定・運営に向け、重症化予防対策の先進地域と連携 し、アドバイザー(腎専門医)を派遣することで対策の横展開を図る。
- (2)対策構築中の地域が、アドバイザーによる助言や郡市医師会等との連携における支援を受けることで、2次医療圏域ごとの地域性に合わせた重症化予防対策を展開できる。

#### 2 アドバイザー

- ・「北海道糖尿病性腎症重症化予防対策アドバイザー」(以下、「アドバイザー」という)として、糖尿病性腎症重症化予防対策に精通した腎専門医を重症化対策に取組む地域(2次医療圏)に派遣する。 <アドバイザーの役割>
- ・糖尿病性腎症重症化予防対策に対する腎専門医としての医学的見地からの助言
- ・糖尿病及び糖尿病性腎症重症化予防対策先進地域等での活動経験に基づいた助言
- ・その他、保健所との協議の上、必要と思われる助言・協力

### 3 派遣先

派遣依頼のあった道立保健所(以下「保健所」という)のうち2ヶ所程度

4 助言を受ける対象者

派遣を受けた圏域の市町村及び保健所の職員、医療関係者等

5 実施時期

令和2年10月~令和3年3月

(新型コロナウイルス感染症蔓延状況の推移により、開催時期や方法については別途協議)

# 6 事業内容

- (1) 保健所の依頼を受け、保健福祉部地域保健課がアドバイザーを派遣する。
- (2) 保健所は、アドバイザーの派遣を市町村支援として、現地派遣及び電話・メール等による助言を組み合わせて活用する。
- (3) アドバイザーの現地派遣回数については、派遣を受けた保健所が市町村と調整し決定する。 上限4回程度とする。
- (4) アドバイザーの助言支援の場には、対象の市町村職員も同席し内容を共有するよう調整する。
- (5) 保健所とアドバイザーは、連携して以下①~③の事業のうち2つ以上を組み合わせて市町村支援として実施する。

なお、会議やセミナーの開催においては、既存事業を活用してもかまわない。

- ①糖尿病性腎症重症化予防対策における地域課題の把握
  - ・アドバイザーの協力により地域のデータ分析を行い、地域課題を明確化し予防対策の目標を 明らかにする。
    - 例) KDB、NDB データの分析、作成における協力・助言をアドバイザーから受け、報告資料を 作成する等

- ②事業構築における地域関係者との連携促進
  - ・重症化予防対策の構築のための会議等の場において、アドバイザーによる先進地域の事例紹介や腎専門医としての医学的見地からの助言を得ることで、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定・評価や医療連携体制の構築を促進する。
- ③糖尿病性腎症重症化予防対策における知識・技術の普及啓発
  - ・アドバイザーと保健所との共同企画により、地域の実情に合わせた普及啓発を実施し、住民・ 関係者の重症化予防に関する行動変容を促す。
    - 例) 関係者セミナー、CKD 対策住民講演会、啓発媒体の作成、健康教育用媒体の作成 等

# 7 派遣依頼

- (1) 保健所からの依頼
  - ・保健所は、事業開始1ヶ月前を目安に「糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー派遣依頼書(別 記様式1)」に必要事項を記入し、保健福祉部地域保健課へ提出する。
- (2) アドバイザー派遣調整
  - ・派遣依頼書に基づき、保健福祉部地域保健課はアドバイザーに依頼内容を連絡する。
  - ・アドバイザーの内諾が得られたら依頼元保健所へ連絡するとともに、必要な予算を配当する。 (アドバイザーに係る報償費・旅費は地域保健課が負担する)
  - ・依頼元保健所はアドバイザーと直接連絡を取り、事業内容の打合せを行い、計画的に事業を実施する。

#### 8 事業報告・評価

- (1) アドバイザー活動報告
  - ・アドバイザーは派遣先における活動内容を保健福祉部地域保健課へ報告するものとする。(様 式は任意とする)
- (2) 保健所からの報告
  - ・派遣を受けた保健所は、事業報告及び地域への効果、目標達成状況について保健福祉部地域保 健課へ報告するものとする。(様式は任意とする)
- (3) 関係課協議による評価
  - ・保健福祉部地域保健課は、アドバイザー及び道立保健所からの報告を国保医療課と共有し、事業効果について合同で検証した上で今後の派遣等について検討する。

# 参考

# <事業スキーム>

